

—新型コロナウイルス感染症に伴う市独自支援—
**路線バス通学定期券の購入を
支援しています**

四街道市では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、学生を支援するため、路線バス通学定期券を購入した人がいる世帯に対して、1回に限り1万円を上限(小学生は5千円)とする支援金の支給を令和2年10月1日から開始しました。

支給の対象は令和2年10月1日時点で本市に住民登録のある人で、同年2月1日から12月31日までに、高速バスを除く市内バス路線を有する事業者が発行する、3か月以上市内停留所を利用できる通学定期券を購入した人です。原則として世帯主からの申請により、世帯主に対しての支給となります。国、県、市等が通学定期券の補助を行っている人は対象外となります。

■対象

- ・令和2年2月1日～12月31日までに市内バス路線を有する事業者(高速バスを除く)が発行する3か月以上利用できる通学定期券(「アスパ」と「CAN・BUS・LIFE」を含む)を購入した人
- ・市内停留所を利用できる通学定期券(「アスパ」と「CAN・BUS・LIFE」は市内停留所を利用する人に限る。)を購入した人
- ・令和2年10月1日時点で、本市に住民登録のある人

※国、県、市等が通学定期券の補助を行っている者を除く

※世帯主からの申請が必要。世帯主に対し支給します

■申請期間:令和2年10月1日(木)～令和3年1月15日(金)(消印有効)

■申請方法:必要書類を政策推進課に提出(原則郵送)

必要書類

申請書／通学定期券の写し／世帯主の本人確認書類の写し／世帯主の振込口座の写し／誓約書兼同意書

■支給金額…定期券の購入額(上限1万円、小学生は5千円)※1回限り

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です

お問い合わせ先
経営企画部政策推進課
担当:船津
☎ 043-421-6161